

片品村選挙管理委員会告示第26号

平成24年12月16日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙について、公職選挙法第49条の2第2項の規定において読み替える同法第48条の2第1項の規定により在外選挙人の期日前投票所を次のとおり指定した。

平成24年12月4日

片品村選挙管理委員会
委員長 星野堅司

片品村役場期日前投票所